

議員提出議案第10号

瑞穂町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年12月3日

提出者	瑞穂町議会議員	森	亘
賛成者	〃	大坪国	広
〃	〃	近藤	浩
〃	〃	小川龍	美
〃	〃	石川	修
〃	〃	齋藤成	宏

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例

瑞穂町議会政務調査費の交付に関する条例（平成24年条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例
第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第

1 4 項から第 1 6 項」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 7 条を削る。

第 6 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(経費の範囲)

第 2 条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。

第 8 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 1 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 0 条の見出しを「（収支報告書の保存及び閲覧）」に改め、同条を第 1 1 条とし、同条に次の 1 項を加える。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

第 9 条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(議長の調査)

第 9 条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定

により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、
使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広報・広聴費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

瑞穂町議会政務調査費の交付に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第100条第14項から第16項</u>の規定に基づき、瑞穂町議会議員(以下「議員」という。)の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として<u>政務活動費</u>を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(経費の範囲)</p> <p>第2条 <u>政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。</u></p> <p>2 <u>政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。</u></p> <p>(交付対象)</p> <p>第3条 <u>政務活動費</u>は、議員に対し交付する。</p> <p>(交付額)</p> <p>第4条 <u>政務活動費</u>は、毎年度4月1日に在職する議員に対し、年額100,000円を一括して交付するものとする。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく一般選挙がある年度については、町長が別に定める日とする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 <u>政務活動費</u>の交付を受けようとする議員は、毎年度4月末日までに、議長を經由して町長に申請しなければならない。ただし、公職選挙法に基づく一般選挙がある年度</p>	<p><u>瑞穂町議会政務調査費の交付に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第100条第14項及び第15項</u>の規定に基づき、瑞穂町議会議員(以下「議員」という。)の調査研究_____に資するため必要な経費の一部として<u>政務調査費</u>を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>は、議員に対し交付する。</p> <p>(交付額)</p> <p>第3条 <u>政務調査費</u>は、毎年度4月1日に在職する議員に対し、年額100,000円を一括して交付するものとする。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく一般選挙がある年度については、町長が別に定める日とする。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第4条 <u>政務調査費</u>の交付を受けようとする議員は、毎年度4月末日までに、議長を經由して町長に申請しなければならない。ただし、公職選挙法に基づく一般選挙がある年度</p>

については、この限りでない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、政務活動費の交付を決定したときは、議長を経由して議員に通知しなければならない。

(交付請求及び交付)

第7条 議員は、前条の規定による通知を受けたときは、議長を経由して町長に政務活動費を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、政務活動費を交付するものとする。

(収支報告書及び証拠書類の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を議長に提出しなければならない。

2 略

3 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月末日までに提出しなければならない。

4 政務活動費の交付を受けた議員が辞職、失職、除名若しくは死亡し、又は議会の解散により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に、収支報告書を提出しなければならない。

(議長の調査)

第9条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使

については、この限りでない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、政務調査費の交付を決定したときは、議長を経由して議員に通知しなければならない。

(交付請求及び交付)

第6条 議員は、前条の規定による通知を受けたときは、議長を経由して町長に政務調査費を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、政務調査費を交付するものとする。

(使途基準)

第7条 議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、町政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(収支報告書及び証拠書類の提出)

第8条 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を議長に提出しなければならない。

2 略

3 収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月末日までに提出しなければならない。

4 政務調査費の交付を受けた議員が辞職、失職、除名若しくは死亡し、又は議会の解散により議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に、収支報告書を提出しなければならない。

途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第10条 政務活動費の交付を受けた議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余に相当する額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が年度の途中において辞職、失職、除名若しくは死亡し、又は議会が解散した場合で、これらの事由が生じた月における当該議員の政務活動費に残余があるときは、当該残余に相当する額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第11条 略

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表(第2条関係)

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	<u>議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)</u> 及び調査委託に要する経費
研修費	1 <u>議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)</u> に要する経費 2 <u>団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費</u>

(政務調査費の返還)

第9条 政務調査費の交付を受けた議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余に相当する額を返還しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた議員が年度の途中において辞職、失職、除名若しくは死亡し、又は議会が解散した場合で、これらの事由が生じた月における当該議員の政務調査費に残余があるときは、当該残余に相当する額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存)

第10条 略

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

広報・広聴費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。